

船舶事故調査報告書

平成25年8月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年4月2日 04時30分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港 勝浦市所在の松部漁港南防波堤灯台から真方位062° 0.1海里 付近 (概位 北緯35° 08.6′ 東経140° 17.6′)
事故調査の経過	平成25年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{みのる} 實丸、0.8トン CB3-73139（漁船登録番号）、個人所有 5.17m (Lr) × 1.42m × 0.50m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和56年5月11日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年9月10日 免許証交付日 平成21年5月19日 (平成27年4月15日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、勝浦港内に設置していた伊勢えび漁の刺し網を揚網した後、帰途につき、速力約10ノットで西進中、平成25年4月2日04時30分ごろ、左舷側から横波を受けて右舷側に傾斜し、甲板上の籠に高く積み上げられていた刺し網が、荷崩れして右舷側の海に落ち、機関を直ちに中立運転としたものの、推進器に絡んで航行不能となった。 船長は、包丁で刺し網を推進器から除去することは困難であると思い、錨を投入した。 本船は、錨を入れたものの、風浪によって勝浦市松部漁港の防波堤北東端部へ圧流される状況となり、船長が、同防波堤へ上がろうとし、足を滑らせて海へ転落したが、この様子を見ていた僚船によって救助された。

	<p>本船は、風浪によって防波堤に衝突して転覆し、天候が回復した2日05時ごろ、僚船によって松部漁港へえい航され、陸揚げされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 南南東、風速 10m/s、視界 良好 海象：波高 約2.0m</p> <p>勝浦市には、平成25年4月1日21時31分に波浪注意報が発表され、本事故当時、同注意報は継続中であった。</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故前日の正午ごろにテレビによる気象情報を入手していたが、出港直前の気象情報を入手していなかった。</p> <p>気象及び海象は、出港時、刺し網の揚網作業が可能な状況であったが、同作業中に急速に悪化した。</p> <p>船長は、平素、刺し網を入れた4籠が移動しないよう、籠を隙間なく甲板上へ置いていた。</p> <p>船長は、荒天のため、揚網量を4籠から2籠に減じたが、漁場から港までの短い航程であることから、籠が移動して刺し網が荷崩れすることはないと考え、甲板上の籠などを固定していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、波浪注意報が発表された状況下、勝浦港内の漁場から松部漁港に向けて帰航中、左舷側から横波を受けて右舷側へ傾斜し、甲板上の籠に積み上げられていた刺し網が荷崩れを起こして右舷側の海に落ちたことから、機関を中立にしたが、刺し網が推進器に絡み、運航不能になり、投錨したものの、圧流され、防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、荒天のため、刺し網の揚網量を4籠から2籠に減らしていたが、籠を固定していなかったことから、籠が船体動揺で移動し、刺し網が荷崩れしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、波浪注意報が発表された状況下、本船が、勝浦港内の漁場から松部漁港に向けて帰航中、左舷側から横波を受けて右舷側に傾斜し、甲板上の刺し網が荷崩れを起こして海に落ちたため、機関を中立にしたが、刺し網が推進器に絡み、運航不能となり、防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航前に気象情報を把握するとともに、気象警報及び注意報の発表の有無を確認すること。 ・ 荒天が予想されるときは、籠などの漁具の荷崩れ防止措置を採ること。 ・ 波浪が高い状況で航行するときは、船体傾斜を軽減させる慎重な

	操船を行うこと。
--	----------